

Q1 どのような場合、補助金の対象となりますか。

- A1 市内保育施設等を運営する法人が、雇用する保育士を、法人が借り上げた宿舎に入居させる際、宿舎借上げに係る経費を補助するもの。
本事業は国庫補助金を活用し、施設に対して補助をするものとなっております。
令和7年度は国の事業において、「採用されてから5年以内の者」となっておりますので、市川市においても【採用されてから5年以内の者】を対象とします。
「採用されてから5年以内」では、**保育士として保育所等に採用された日を起算日とします。**
ただし、5年以内であっても、退職後、再度保育士として採用された場合は対象外です。
なお、今後国の事業内容の変更に伴い市の事業内容も変更になる場合があります。

Q2 市内保育施設等とはどういう施設ですか。

- A2 以下の私立保育施設が対象となります。
・認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所（A型）・公私連携型保育所
※市内保育施設等内で市から委託等によって実施する地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・病児保育事業の保育士も補助対象。

Q3 補助期間はどのようになっていますか。

- A3 平成29年度4月以降に法人が雇用する対象保育士が、法人が賃貸借契約を締結している宿舎に入居している期間。宿舎に入居していても、対象保育士が雇用状態にない場合は対象となりません。
なお、入居日の確認として、**必ず住民票を取得しご確認いただいたうえで**「本人負担額及び住民登録確認書」をご提出ください。※対象者が該当住所に居住しているかの第三者による公的な証明として住民票の取得を必須とします。取得した住民票につきましては、審査や監査等で提出を求める場合がありますので、その際に提出できるように保管をしてください。
上記から、以下①～③を全て満たしている期間が補助対象期間です。
①該当住所に対象保育士の住民登録がされている
②法人が不動産会社と賃貸借契約を締結している
③法人と対象保育士が雇用契約（1日6時間かつ月20日以上）の契約を締結している

Q4 事業はいつまで実施しますか。

- A4 平成30年度までは待機児童対策緊急対応プランに沿って実施していた事業でしたが、
今後は国の実施状況及び本市の待機児童数を勘案し実施の有無について検討していきます。

Q5 補助金額はどのようになっていますか。

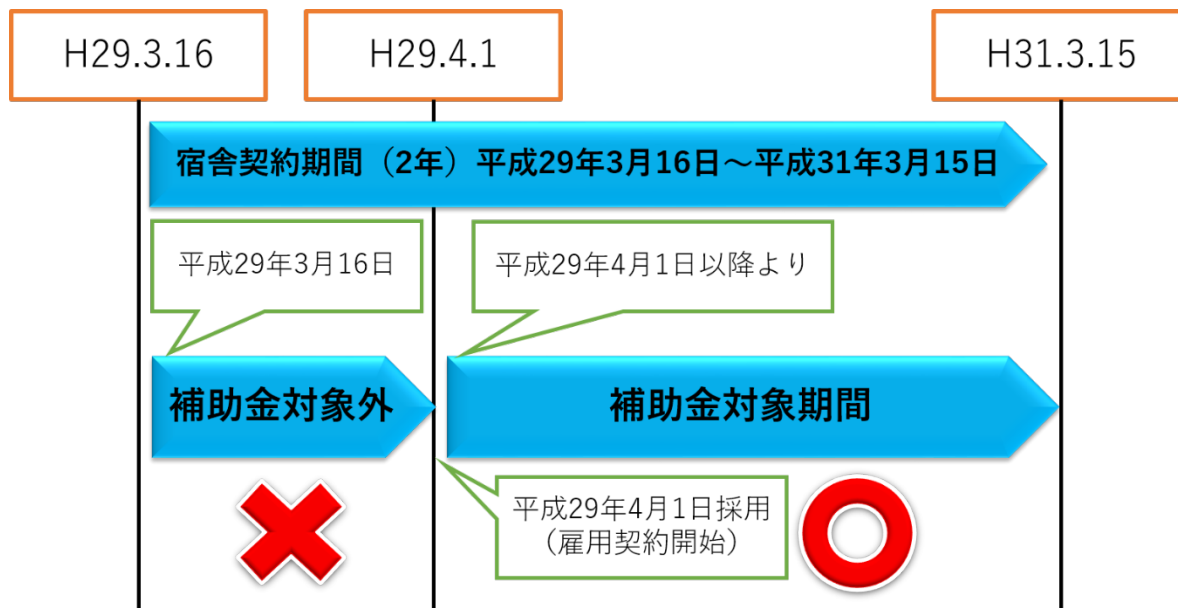
- A5 補助基準額・・・1戸につき月額75,000円（上限）※令和元年度から引続き同じ住居の場合は82,000円。
対象経費・・・賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料
対象外経費・・・敷金、仲介手数料、保証金、火災保険等
補助率・・・3/4（国1/2、市川市1/4）、事業者負担1/4

Q6 対象外経費がありますが、なぜ対象外なのですか。

- A6 敷金、仲介手数料、保証金、火災保険等については預かり金的な性格を有するものや手数料に相当するものとなりますので、対象外といたします。

Q7 礼金や更新料はどのように取り扱えばよいですか。

A7 礼金及び更新料は、賃料の補充や前払いと位置づけ対象経費の一部といたします。計上の方法につきましては、契約期間の月数で除して各月の賃料等に加算してください。ただし、賃料同様の扱いといたしますので、保育士が入居していない期間や事業開始前（平成29年3月31日以前）の礼金については除外いたします。（月途中等については日割り計算を行います。）更新料についても礼金と同様、更新の契約期間の月数で除して加算してください。なお、礼金及び更新料は金額の根拠として、契約書や請求書等わかるものを提出ください。



Q8 保育士以外の職種も対象となりますか。

A8 保育士のみ対象となります。

なお、保育士資格所持者でも保育業務以外の業務に従事している場合は対象外となります。

Q9 対象となる保育士は誰でもよいのですか。

A9 補助の対象となる保育士は以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 法人が雇用する常勤の保育士であること。（詳細はQ10をご参照ください。）
- ② 市内保育施設に勤務している保育士であること。
- ③ 原則として市内に住所を有する保育士であること。
- ④ 以下の条件にいずれも該当しない保育士であること。
 - ・法人から住居手当等が支給されている者
 - ・施設長や法人の役員等

Q10 常勤の保育士とはどの程度の勤務状態ですか。

A10 雇用契約上、1日6時間以上かつ1カ月20日以上勤務をしている保育士となります。

Q11 対象者の要件に原則として市内の住所を有するとありますが、市外は対象外ですか。

A11 原則として市内に住所を有する保育士のみですが、市境にある住所を有する保育施設等にも配慮し、市外となる理由書やそれを証明する書類の提出をもって対象となるか審査いたします。

Q12 補助対象となる保育士は単身者に限りませんか。

A12 単身者でなくても構いません。仮に、同居者がいる場合でも対象となる保育士が入居していれば対象となります。ただし、本事業は補助率が3/4であり、事業者負担分が必ず発生いたしますので、事業者の方は、その点にご注意ください。

Q13 産休や育休など休職中の取扱はどうなりますか。

A13 雇用が継続されている場合は引き続き対象となります。

Q14 対象となる宿舎の要件はありますか。

A14 補助の対象となる宿舎は次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 法人が借り上げる市内の宿舎であること。（原則は市内です。）
- ② 法人及び法人親族等関係者や、職員の所有する物件ではないこと。
- ③ ①及び②を満たした上で、保育士が入居している宿舎であること。

Q15 Q14の法人の親族等関係者とはどのような者が対象となりますか。

A15 次の3点のいずれかに該当する者が所有する物件は対象外となります。

- ①法人の役員の親族又は構成員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む）、親子もしくは兄弟姉妹
- ②設置者の親会社(会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう）又は、子会社（同条3号に規定する子会社をいう）
- ③その他市長が法人と密接な関係を有すると認める者

Q16 シェアハウス等複数人で居住している場合はどうなりますか。

A16 1戸あたりの補助金となりますので対象となる保育士が居住している限り当該補助金の対象となります。

Q17 宿舎とありますが一棟全て借りなければ対象となりませんか。

A17 全て借りる必要はございません。法人と貸主での契約をしていば対象となります。
また、仮に1棟全て借りる場合であっても、実際に保育士が入居している戸数のみが対象となります。

Q18 保育士が現在個人で借りている住宅を対象とすることはできますか。

A18 保育士が借りている場合は対象になりません。法人と貸主間での契約に変更をすることで対象とすることができます。
なお、その際は変更契約締結日以降が補助対象の起算日となります。

Q19 保育士が年度途中で退職及び宿舎を出た場合はどうなりますか。

A19 退職もしくは退去のいずれか早い日をもって補助対象外となります。
実績報告時に宿舎退去以降の住民票の確認をしていただき本人負担額及び住民登録確認書の提出いただく必要があります。退職日については雇用証明書の退職日記載欄に記載いただく必要があります。
なお、退職によって過去の補助金が返還となることはございません。

Q20 日割り計算はありますか。

A20 賃料等については一カ月に満たない場合は日割り計算をした額と実際に払った額のどちらか低い方を賃料の基準額とします。
さらに礼金及び更新料分の日割り計算をしたものを加算した額を当該月の補助基準額とします。

Q21 年度途中で賃貸借契約が終了する場合の申請はどうなりますか。

A21 申請時点で更新する予定であれば更新見込として年度末まで申請が可能です。
更新の契約書を実績報告時にご提出ください。

Q22 礼金等を加味した具体的な例を教えてください。

A22 平成29年3月16日契約した場合
※事業開始前（3月16日～3月31日）は賃料及び礼金は対象外です。
【例】賃料（共益費等含む）：60,000円、礼金：120,000円（契約期間2年）

礼金各月分	120,000円÷24か月=5,000円
1か月所要額	60,000円（賃料等）+5,000円=65,000円
補助額	65,000円×3/4=48,750円
事業者負担額	65,000円-48,750円=16,250円

【各負担額】国32,500円（1/2）市川市16,250円（1/4）事業者16,250円（1/4）

※この事業者負担額（16,250円）について、本人負担とすることはできません。

1か月の所要額65,000円		
賃料（共益費・管理費含む）+礼金 60,000円+5,000円		
国 32,500円	市川市 16,250円	事業者負担 16,250円
		

Q2 3 本人負担額を設けた場合の補助額はどれになりますか。

A 2 3 補助対象経費は本人負担額を差し引いた額と補助上限額と比較していずれか少ない額になります。

Q2 4 本人負担を設ける際の具体的な例を教えてください。

A 2 4 Q2 1 の例と同様の家賃設定としてそこに本人負担を設けた場合

【例】Q2 1 同様の宿舎に本人負担額10,000円を設けた場合


1か月所要額	65,000円（賃料、礼金等含む） - 10,000円（本人負担額） = 55,000円
補助額	55,000円 × 3/4 = 41,250円
事業者負担額	55,000円 - 41,250円 = 13,750円
【各負担額】本人負担10,000円、国27,500円(1/2)、市川市13,750円(1/4)、事業者13,750円(1/4)	

※この事業者負担額（13,750円）については本人負担とすることはできません。

1か月の所要額65,000円			
賃料(共益費・管理費含む) + 礼金 60,000円 + 5,000円			
国 27,500円	市川市 13,750円	事業者負担 13,750円	本人負担 10,000円
			

Q2 5 上限金額（75,000円）を超えた場合はどうなります。

A 2 5 上限金額を超えた場合は、超えた部分については補助の対象外となりますので、本人負担または事業者負担のいずれかとなります。

1か月の所要額120,000円			
賃料(共益費・管理費含む) + 礼金 110,000円 + 10,000円			
国 37,500円	市川市 18,750円	事業者負担 18,750円	事業者または本人負担 45,000円
			

Q26 宿舎を貸すという現物給付について、所得税の関係はどうなりますか。**A26 最寄りの税務署にお問い合わせください。**

なお、国税庁のHP上には以下のような記載がありますので参考として下さい。

[令和3年9月1日現在法令等]

●概要

使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1か月当たり一定額の家賃（以下「賃貸料相当額」といいます。）以上を受け取っていれば給与として課税されません。

・賃貸料相当額とは

賃貸料相当額とは、次の（1）から（3）の合計額をいいます。

（1）（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×0.2パーセント

（2）12円×（その建物の総床面積（平方メートル）／3.3（平方メートル））

（3）（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0.22パーセント

（注）会社などが所有している社宅や寮などを貸与する場合に限らず、他から借りて貸与する場合でも、上記の（1）から（3）を合計した金額が賃貸料相当額となります。

したがって、他から借り受けた社宅や寮などを貸与する場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認することが必要です。

・給与として課税される範囲

（1）使用人に無償で貸与する場合

賃貸料相当額が給与として課税されます。

（注）看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な使用人に対して、仕事に従事させる都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

（2）使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合

受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。

ただし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50パーセント以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

（3）現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担

社宅の貸与とは認められないので給与として課税されます。

<具体例>

（例）賃貸料相当額が10,000円の社宅を使用人に貸与した場合

（1）使用人に無償で貸与する場合には、10,000円が給与として課税されます。

（2）使用人から3,000円の家賃を受け取る場合には、賃貸料相当額である10,000円と3,000円との差額の7,000円が給与として課税されます。

（3）使用人から6,000円の家賃を受け取る場合には、6,000円は賃貸料相当額である10,000円の50パーセント以上ですので、賃貸料相当額である10,000円と6,000円との差額の4,000円は給与として課税されません。

根拠法令等：所法9、36、所令21、84の2、所基通9-9、36-15、36-41、36-45、36-47

【参考URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2597.htm>

Q27 本人負担額及び住民登録確認書とはなんですか。**A27 法人と入居する保育士とで、借上げた宿舎に入居する際に作成するものです。**

本人負担額が発生するしないに関わらず必ず提出をする必要があります。

同時に、住民票を補助対象期間内に正しく異動しているかを

双方で確認していただいたことを証する書類となります。

Q28 雇用証明書とはなんですか。**A28 法人が保育士を雇用していることを証明する際の書類です。**

証明日を必ず記載してください。（申請時及び実績報告時）

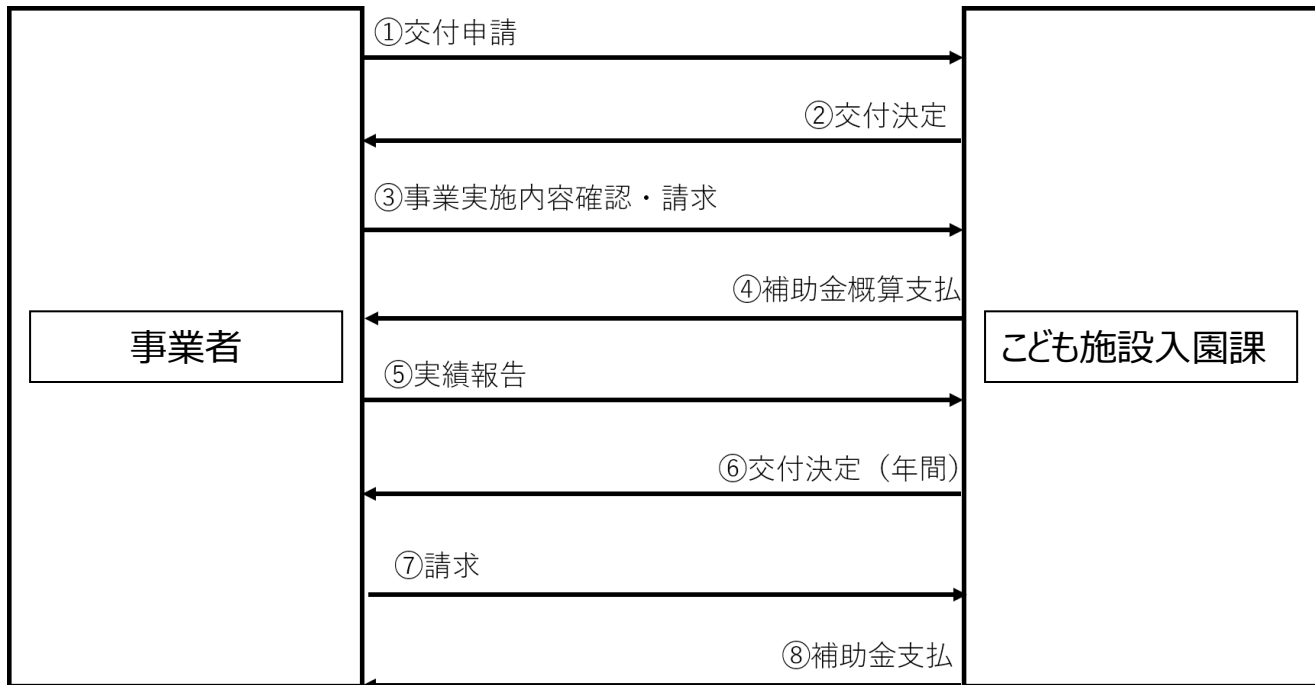
また、申請年度ごとにご提出ください。

Q29 継続して入居している場合でも補助金の申請は必要ですか。

A29 補助金の申請は年度毎に行います。変更がない場合でもその旨同様に申請をしてください。
なお、実績報告につきましても必ず毎回提出をいただきます。

Q30 補助金のスケジュールはどうなっていますか。

A30



Q31 住民票はコピーでもよいですか。

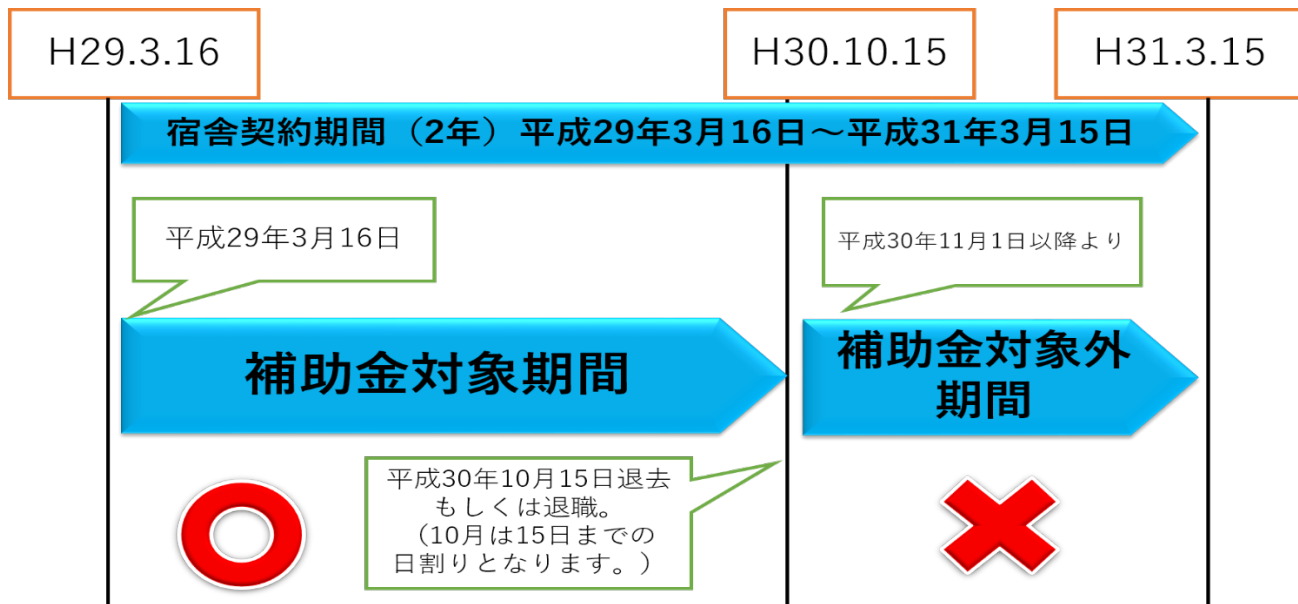
A31 令和3年度から本市に対して住民票の提出は省略することといたしますが、施設において、対象となる保育士が正しく住民票の異動をしているかを確認していただく必要がございます。(本人負担額及び住民登録確認書)

Q32 事業活用の際の注意点は何かありますか。

A32 ①従来住宅手当等を支給している法人については、今回宿舎借上げ対象者に対して住宅手当を支給することはできません。(もし支給がある場合は補助対象外となります)よって、支給しない旨の給与規程の改正等も必要となることが想定されます。
②他の保育士との調整をするため等、当該宿舎借上げ対象者に対して給与や賞与等を減算するなどのマイナスとなる調整をすることのないようにしてください。

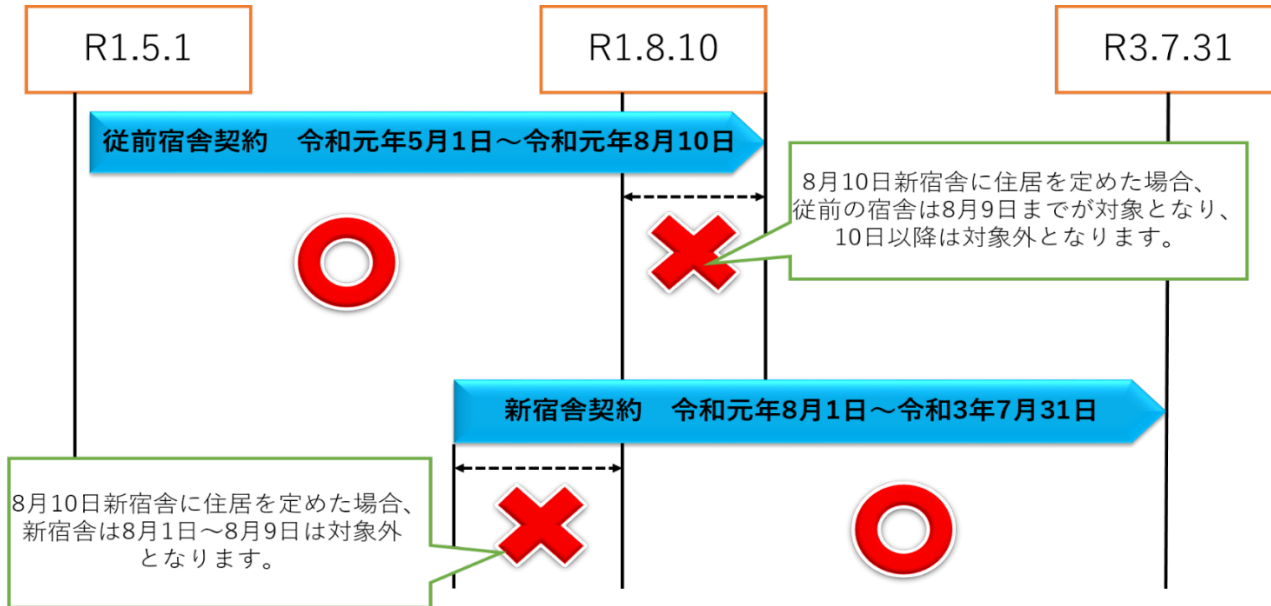
Q33 契約期間途中の退去や、退職があった場合はどうなりますか。

A33 途中に変更があった場合は、補助要件に該当しなくなった段階で補助対象外となります。特に礼金などの月割りについても、対象外となりますので注意して下さい。
(月途中等の場合は日割り計算を行います。)



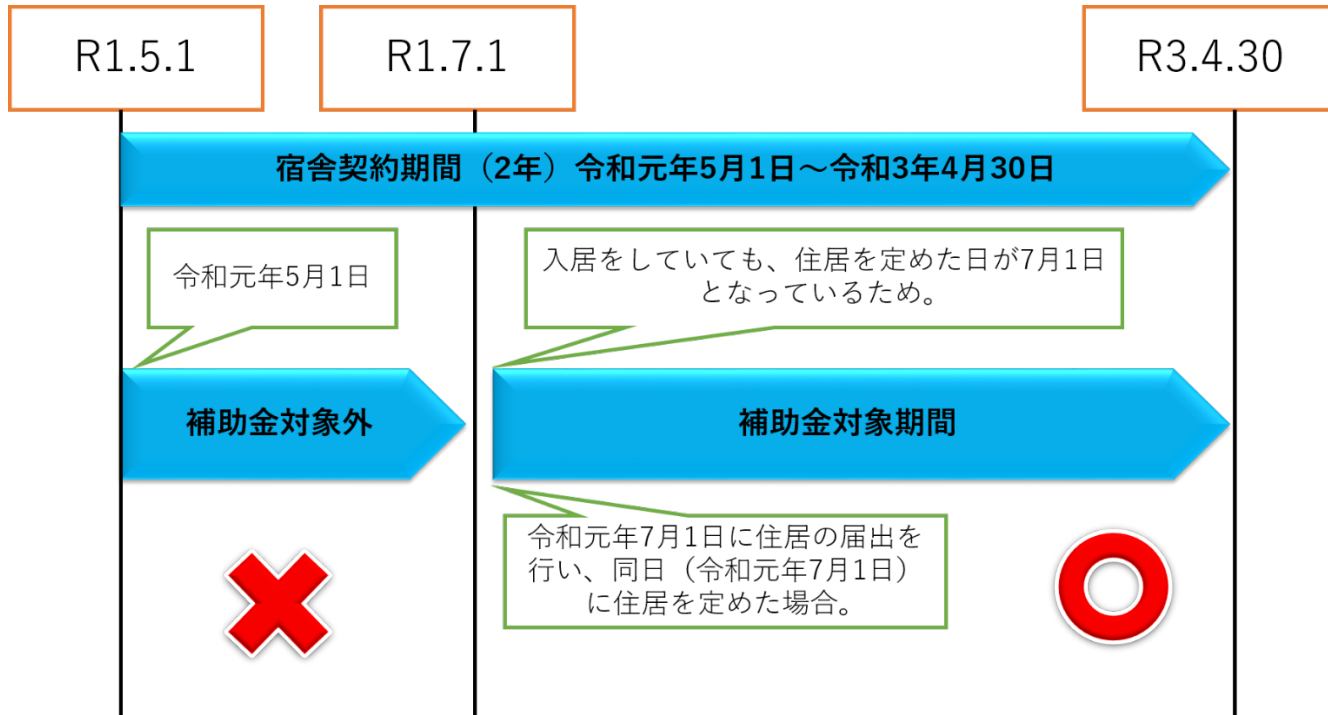
Q3 4 宿舎借上げ支援事業を活用している保育士が引越をする際に新しい住居も対象とすることはできますか。

A 3 4 事業の要件を満たしていれば活用をすることは出来ます。
しかし、入居の事実確認においては、住民票の日付を持って確認することとなりますので、従前の宿舎と新しい宿舎は重複して事業の対象とすることが出来ませんのでご注意ください。



Q3 5 対象保育士の住民票の取得の際に気を付けることはありますか。

A 3 5 入居日の確認については住民票の日付をもって開始となるため施設において確認をしてください。
よって、仮に居住していたとしても正しい日付で住民登録がされていない場合は、入居の確認が出来ないため、事業の対象外となってしまいますのでご注意ください。



Q3 6 対象保育士が退職することとなった場合、気を付けることはありますか。

A 3 6 事業実施の実績報告において、退職となった場合であっても実績報告の提出が必要となります。
本人負担額及び住民登録確認書や、住民票等対象保育士本人から提出が必要なものがありますので、退職となり事業が終了するのと同時に、実績報告時に必要な書類を提出してもらうようにして下さい。

Q37 非常勤の保育士として採用されたましたが、後に常勤の保育士として勤務していた場合、「保育士として保育所等に採用された日」はいつでしょうか。
保育士資格を有さず保育所等に保育士以外の職種（例えば事務員）として採用されましたが、後に保育士の資格を取得し、保育士として勤務する場合、「保育士として保育所等に採用された日」はいつでしょうか。

A37 「保育士として保育所等に採用された日」とは、常勤非常勤問わず、保育士として保育所等に採用された日となります。
また、保育士資格を有さず保育所等に採用されたが、後に保育士の資格を取得して勤務した場合は、保育士の資格を取得後に勤務を開始した日を「保育士として保育所等に採用された日」とします。

Q38 「保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士」とありますが、保育士として採用された保育所等において、本事業による補助を受けずに5年以上勤務している者について、当該保育所等において補助対象としてよいでしょうか。

A38 保育士として採用された日を起算日として5年を要件としていることから、保育士として採用された日から6年を超えた場合は、補助対象とはなりません。

Q39 「保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士」とありますが、保育士として採用された保育所等において、本事業の補助を受けずに5年以上勤務した者が、退職して別の保育所等に再就職した場合、再就職した保育所等において補助対象としてよいでしょうか。

A39 一人1回限りの補助を要件としており、この場合、本事業の補助を受けていなかったことから、再就職した保育所等で保育士として採用された日を起算日とし、補助対象となります。

Q40 「保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士」とありますが、保育士として採用された保育所等において、本事業による補助を1年受けた後、退職して別の保育所等に再就職した場合、再就職した保育所等において補助対象としてよいでしょうか。

A40 一人1回限りの補助を要件としており、この場合、補助対象とはなりません。

Q41 令和7年度から一人1回限りの適用とする要件の見直しが行われたが、令和6年度以前に本事業を活用していた者が、以下の場合に補助対象としてよいでしょうか。

- ① 令和6年度末までに退職し、令和7年度に入って再就職した場合
- ② 令和7年度に入って退職し令和7年度中に再就職した場合
- ③ 令和7年度中に退職し、令和8年度に再就職した場合

A41 ① この場合、新たに採用された保育所等において、対象期間を5年として本事業の対象者とするを可能とします。
②③ この場合、一人1回限りの適用となり、補助対象とはなりません。

Q42 令和7年度に補助を利用していた者が、令和8年3月に退職し、令和8年4月1日に転職し、令和8年4月に別の保育所等に就職する場合は、補助対象としてよいでしょうか。

A42 令和7年度に補助を利用していた者が退職し、令和8年度に補助を利用する場合は、令和7年度以降に一人1回の補助対象となる要件が適用となることから、補助対象とはなりません。

Q43 同一法人の人事異動によりA保育園からB保育園に異動した保育士は、引き続き補助対象としてよいでしょうか。

A43 同一法人内での異動の場合は、退職をしていないことから、補助対象とすることは可能です。
なお、この場合、「保育士として保育所等に採用された日」は、当該法人に採用された日となります。

なお、このQ&Aは、市川市保育士宿舎借上げ支援事業の概要を示したものですので、このQ&Aの範囲内で、法人において活用してください。
また、イレギュラーな事象が発生した場合には、制度の趣旨に照らし合わせて判断いたします。

【制度の趣旨】

雇用して間もない保育士に対し、安定した住居の提供や就職準備の補助を行うことにより、雇用の確保や継続を図る